

諮問日：令和元年6月4日（令和元年度（最情）諮問第13号）

答申日：令和元年11月15日（令和元年度（最情）答申第58号）

件名：最高裁判所が日本弁護士連合会に対し、判事補の弁護士職務経験について
伝えた文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所が日本弁護士連合会に対し、判事補の弁護士職務経験について伝えた文書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成31年2月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 別紙記載3及び4の各文書について、国民の権利義務を左右する、少数のエリートによる「公正な判断」ができる環境に裁判官がいるかを確かめるために、国民の民主的統制の資料となる「判事補の外部経験」の一つである判事補の弁護士職務経験制度が必要かつ十分に行われていることを判断する一助となる、「受入事務所に関する要望」の部分は開示する必要がある。
- 2 別紙5及び7の各文書について、弁護士職務経験をする者と決まった後は全面開示されていることからすれば、弁護士職務経験をする者が分かった時点以後は、その者についての情報を開示すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 別紙記載 3 及び 4 の各文書には、判事補の弁護士職務経験制度に係る最高裁判所から日本弁護士連合会に対する要望等が記載されているところ、秘匿性の高い裁判官の人事事務のプロセスの一部が公になると、日本弁護士連合会との協議に係る事務に支障を及ぼすおそれがあるだけでなく、判事補の弁護士職務経験制度の円滑な運用が困難になり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5 条 6 号柱書及び同号ニの不開示情報に相当する。
- 2 別紙記載 5 及び 7 の各文書には、弁護士職務経験を開始する内示者又は予定者の氏名等が記載されており、これらの情報は、法 5 条 1 号の不開示情報に相当し、同号ただし書に相当する事情もない。さらに、これらの情報を公にすると、無用な憶測を招くなど、判事補の弁護士職務経験制度の円滑な運用が困難になり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、同条 6 号ニの不開示情報に相当する。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|--------------|---------------------|
| ① | 令和元年 6 月 4 日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月 6 日 | 苦情申出人から意見書を收受 |
| ④ | 同年 7 月 9 日 | 苦情申出人から意見書及び資料を收受 |
| ⑤ | 同年 9 月 20 日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年 10 月 18 日 | 審議 |

第 6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、別紙記載 3 及び 4 の各文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分 1」という。）には、判事補の弁護士職務経験制度に関し、最高裁判所の日本弁護士連合会に対する受入事務所に関

する要望等が記載されていることが認められる。このような記載の内容に加えて、裁判官の人事事務は秘匿性の高いものであることを踏まえるならば、本件不開示部分1を公にすることにより、最高裁判所と日本弁護士連合会の間の上記制度についての協議に係る事務に支障を及ぼすおそれがあるだけでなく、上記制度の円滑な運用が困難になり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない（平成30年度（最情）答申第2号参照）。

したがって、本件不開示部分1は、法5条6号柱書及び同号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 次に、見分の結果によれば、別紙記載5及び7の各文書のうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分2」という。）には、弁護士職務経験を開始する内示者又は予定者の氏名等が記載されていることが認められる。これらの情報は、法5条1号に規定する個人識別情報に相当する。そして、裁判官の人事事務は秘匿性の高いものであることに加え、内示者又は予定者の氏名等について公表する慣行があるとは認め難いことからすれば、同号ただし書に相当する事情は認められない。

また、本件不開示部分2の記載内容及びその情報の性質を踏まえれば、本件不開示部分2を公にすると、判事補の弁護士職務経験制度の運用について無用な憶測を招くなどし、今後の同制度の円滑な運用が困難になり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件不開示部分2は、同条1号及び6号ニに規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分1が法5条6号柱書及び同号ニに規定する不開示情報に、本件不開示部分2が同条1号及び6号ニに規定する不開示情報にそれぞれ相当すると認められるから、妥当であると判断し

た。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人

別紙

- 1 「判事補の弁護士職務経験制度に関する取りまとめ」と題する文書（平成16年6月23日付け）
- 2 「判事補の弁護士職務経験に関する取決め書（モデル）」と題する文書
- 3 「1 弁護士職務経験を積ませる判事補の予定数」で始まる文書（1枚目の開示部分が6行のもの）
- 4 「1 弁護士職務経験を積ませる判事補の予定数」で始まる文書（1枚目の開示部分が3行のもの）
- 5 弁護士職務経験内示者名簿
- 6 平成29年4月1日付け証明書
- 7 平成30年1月15日付け証明書
- 8 平成30年4月1日付け証明書